

「ペルソナ STACIA カード&ペルソナ STACIA PiTaPa カード会員規約」
一部変更のお知らせ

2018年11月1日より、規約を一部変更致しますのでご案内申し上げます。

主な変更内容は以下のとおりです。

「ペルソナ会員規約」の変更について

変更点	改定後
契約の成立時期について明記。	第1条（本会員）の文末に下線部分を追加しました。 <u>また、当社が入会申込みを認めた日を契約成立日とします。</u>
会員に不利益がない場合の意思表示・通知の省略を追加。	第5条（届出事項の変更、会員への通知等）第5項を新設しました。 <u>当社は会員への意思表示・通知について、当該意思表示・通知を省略しても会員に不利益がない場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。</u>
非接触 IC 搭載を見越した加盟店での利用手続きを追加。	第30条（カードショッピング）2項に下線部分を追加しました。 <u>または IC チップを端末機等にかざしてご利用される場合（非接触 IC チップでのご利用の場合。以下本条において同じ）には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。</u>
	第30条（カードショッピング）5項に下線部分を追加しました。 <u>なお、IC チップを端末機等にかざしてご利用される場合には、当社が指定する加盟店においては、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をするものとします。</u>
当社と加盟店との精算を債権譲渡から立替払いへ変更。	第31条（立替払の承諾等）1項 下線部分を追加しました。 <u>会員は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。会員は、当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の会員に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません）を放棄するものとします。</u>
	第31条（立替払の承諾等）1項1号 を新設しました。 <u>当社が、加盟店等に対し立替払を行うことを決定したこと（立替払の現実の実行の前後を問わない）により、当社が会員に対し、立替金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立替払は、当社が適当と認める第三者を経由する場合があること。</u>

<p>1回払い繰上返済方法を追加。</p>	<p>第33条（1回払い・2回払い・ボーナス一括払い）2項を新設しました。 <u>会員は、当社が適当と認めた場合には、別途定める方法により、1回払いに係る債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。</u></p> <p>別表<繰上返済の可否および方法></p> <table border="1" data-bbox="580 409 1457 938"> <thead> <tr> <th></th> <th>1回払い</th> <th>リボルビング払い</th> <th>分割払い</th> <th>キャッシングリボ</th> <th>キャッシング（1回払い） ・海外キャッシングサービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○ (全額返済のみ可)</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法 (振込手数料は負担いただきます)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ (全額返済のみ可)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>③上記にかかわらず、P i T a P a 利用金額等、その他繰上返済できない場合があります。</p>		1回払い	リボルビング払い	分割払い	キャッシングリボ	キャッシング（1回払い） ・海外キャッシングサービス	当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	-	○	○ (全額返済のみ可)	○	×	当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法 (振込手数料は負担いただきます)	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○
	1回払い	リボルビング払い	分割払い	キャッシングリボ	キャッシング（1回払い） ・海外キャッシングサービス														
当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	-	○	○ (全額返済のみ可)	○	×														
当社が別途定める期間に事前に当社に申出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金する方法 (振込手数料は負担いただきます)	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○														

<p>割賦販売法における法定用語読み替え表を変更。</p>	<p>別表<割賦販売における用語読み替え></p> <table border="1" data-bbox="580 1104 1457 2092"> <thead> <tr> <th>割賦販売における用語</th> <th>読み替え後の用語</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・現金販売価格 ・現金提供価格 ・現金価格 ・利用金額 ・利用額 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・利用代金 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・支払回数 ・分割回数 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・支払区分 ※「ご利用代金明細書」のみ読み替え </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・支払総額 ・分割払価格 ・分割価格 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・分割支払金合計 ・お支払い総額 ・カードショッピングの支払い総額 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・包括信用購入あっせんの手数料 ・分割払手数料 ・分割手数料 ・リボ手数料 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・手数料 ・手数料額 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・実質年率 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・リボルビング払いの手数料率 ・分割払いの手数料率 ・手数料率 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・支払分 ・分割支払額 ・分割支払金 ・分割払金 ・弁済金 ・各回の支払金額 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・お支払い予定額 ・カードショッピングの支払い金 ・リボ払いお支払額 ・毎月支払額 ・今回お支払額 ・臨時元金返済額 ・約定お支払額 ・ボーナス月増額 </td> </tr> </tbody> </table>	割賦販売における用語	読み替え後の用語	<ul style="list-style-type: none"> ・現金販売価格 ・現金提供価格 ・現金価格 ・利用金額 ・利用額 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用代金 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払回数 ・分割回数 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払区分 ※「ご利用代金明細書」のみ読み替え 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払総額 ・分割払価格 ・分割価格 	<ul style="list-style-type: none"> ・分割支払金合計 ・お支払い総額 ・カードショッピングの支払い総額 	<ul style="list-style-type: none"> ・包括信用購入あっせんの手数料 ・分割払手数料 ・分割手数料 ・リボ手数料 	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料 ・手数料額 	<ul style="list-style-type: none"> ・実質年率 	<ul style="list-style-type: none"> ・リボルビング払いの手数料率 ・分割払いの手数料率 ・手数料率 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払分 ・分割支払額 ・分割支払金 ・分割払金 ・弁済金 ・各回の支払金額 	<ul style="list-style-type: none"> ・お支払い予定額 ・カードショッピングの支払い金 ・リボ払いお支払額 ・毎月支払額 ・今回お支払額 ・臨時元金返済額 ・約定お支払額 ・ボーナス月増額
割賦販売における用語	読み替え後の用語														
<ul style="list-style-type: none"> ・現金販売価格 ・現金提供価格 ・現金価格 ・利用金額 ・利用額 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用代金 														
<ul style="list-style-type: none"> ・支払回数 ・分割回数 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払区分 ※「ご利用代金明細書」のみ読み替え 														
<ul style="list-style-type: none"> ・支払総額 ・分割払価格 ・分割価格 	<ul style="list-style-type: none"> ・分割支払金合計 ・お支払い総額 ・カードショッピングの支払い総額 														
<ul style="list-style-type: none"> ・包括信用購入あっせんの手数料 ・分割払手数料 ・分割手数料 ・リボ手数料 	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料 ・手数料額 														
<ul style="list-style-type: none"> ・実質年率 	<ul style="list-style-type: none"> ・リボルビング払いの手数料率 ・分割払いの手数料率 ・手数料率 														
<ul style="list-style-type: none"> ・支払分 ・分割支払額 ・分割支払金 ・分割払金 ・弁済金 ・各回の支払金額 	<ul style="list-style-type: none"> ・お支払い予定額 ・カードショッピングの支払い金 ・リボ払いお支払額 ・毎月支払額 ・今回お支払額 ・臨時元金返済額 ・約定お支払額 ・ボーナス月増額 														

民法改正に伴う法定利率の変更について追加。	<p>第36条（遅延損害金） 1項に下線部分を追加しました。</p> <p>本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の期限の利益を喪失したときは、当該債務残高（付利単位1,000円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務については分割支払金の合計の残金金額（付利単位1,000円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、<u>商事法定利率（2020年4月1日以降に期限の利益を喪失した場合は民法の定める法定利率）</u>を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。</p>
	<p>第36条（遅延損害金） 2項に下線部分を追加しました。</p> <p>前項の場合を除き、本会員は、カードショッピングの支払金（付利単位1,000円）の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの支払分に対する遅延損害金は、分割支払金の合計の残金金額（付利単位1,000円）に対し<u>商事法定利率（2020年4月1日以降に遅滞した場合は民法の定める法定利率）</u>を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額を超えないものとします。</p>

変更後のペルソナ会員規約全文は [こちら](#) でご覧いただけます。

内容をご確認の上、カードをご利用いただきますようお願い致します。